

消費税増税に伴う転嫁及び表示の方法について

—「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」の独占禁止法の適用除外申請を行いました—

○消費税率は、平成26年（2014年）4月より、8%に引き上げられます。

我が国の消費税は「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年（2012年）8月22日公布）によって消費税法の一部が改正され、平成26年4月から8%に引き上げられ、その後10%に引き上げられる予定です。

○歯科診療報酬と消費税

そもそも、医療分野については、社会保険診療及び公費負担診療については非課税となっており、自由診療分野については課税対象となります。よって、社会保険診療の場合は、患者さんが治療費にプラスして消費税を支払う義務はありません。

また、歯科診療所等に診療報酬に外税を加えたものが支払われる訳でもありません。

しかし、歯科補てつ物等の製作技術料や薬剤、歯科材料には消費税が課税されることから、平成26年4月実施予定の社会保険診療報酬改定では、歯科の改定率プラス0.99%のうち、歯科医療機関への課税仕入れにかかるコスト増への対応として0.87%が含まれており、歯科初診料、歯科再診料等が増点されています。

○消費税の転嫁拒否等の行為を禁止する「消費税転嫁対策特別措置法」の施行

消費税の基本的な仕組みは、原材料業者からそれぞれの段階で消費税が課税され、最終的には消費者が負担し事業者が納付するものです。一方、実際には各取引の段階で取引先との力関係等、様々な理由で消費税の転嫁ができないことがあり、転嫁できなかった分は事業者負担となってしまう、経営に大きな影響を及ぼします。

そこで、消費税率引き上げに際し円滑かつ適正転嫁できるようにするため「消費税転嫁対策特別措置法」が施行され、消費税の転嫁拒否等の違反行為に対して、公正取引委員会や中小企業庁等による指導等が行われます。

○消費税率引上げに伴う優越的地位の濫用規制等に係る独占禁止法上の考え方

公正取引委員会は消費税率引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、転嫁拒否等の行為について、消費税転嫁対策特別措置法により迅速かつ効果的に対応することとともに、同法による規制の対象とならない場合でも、取引上優越した地位にある事業者がその地位を利用して、一方的な値引きや消費税引き上げ分を支払わないなど、取引の相手方に対して消費税率引上げ分の全部又は一部を負担させるなどの行為については独占禁止法違反のおそれがあり、違反行為に対して厳正に対処するとの見解を示しています。

○消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（カルテル）

そもそも、事業者間の話し合いや協定により価格を設定するなど、同じ業種の事業者同士の利益を守るための行為は、自由競争経済の秩序維持に反することから、独占禁止法違反となります。

しかし、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税転嫁対策特別措置法第12条の規定により、事業者または事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を独占禁止法に違反することなく行うことができることとなっています。

○カルテルの「実施届出書」を提出

そこで、日本歯科技工士会は事業者団体として公正取引委員会に対して「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」及び「消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」を提出し、歯科技工所開設者である日技事業所会員が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについては、独占禁止法の適用除外となるための届出を行いました。

○転嫁カルテルとは

→ 転嫁の方法の決定に係る共同行為

◆ 各事業者がそれぞれ自主的に定めている 本体価格（製作技術料金）に消費税額分を上乗せする決定

◆ 消費税率の計算上生じる1円未満の端数について、四捨五入等の合理的な範囲での処理の決定

○表示カルテルとは

→ 表示の方法の決定に係る共同行為

◆ 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど、統一的な表示方法を用いること

◆ 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

これらの共同行為が認められる期間については、平成25年（2013年）10月1日から平成29年（2017年）3月31日までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間に行う共同行為に限られ、また、共同行為を行うかどうか、またはこれに参加するかどうかは個別の事業者及び事業者団体の自主的判断に委ねられており、参加を義務付けるものではありません。

○具体的な転嫁及び表示の方法

歯科技工所における製作技術料金は、その本体価格に消費税を含めた価格表示(内税方式)は馴染みません。

本体価格(製作技術料金)とは別に、納品書等に「別途、消費税を請求いたします」等の表示を行い、請求書発行の際に、本体価格の合計金額に消費税分を上乗せして請求するようにしましょう。

また、個々の歯科技工所が歯科診療所等に対し、製作技術料金を提示する場合も、本体価格に消費税は含まないこと、本体価格とは別に消費税を上乗せすることなどを明示することにより、より信頼を得ることに繋がります。

○製作技術料金表の提示例

製作技術料金表	
○△□歯科技工所	
品目	製作技術料金
・全部金属冠	3,180円
・リソ前装金属冠	8,220円
・……………	〇〇〇円

※上記、製作技術料金には消費税は含みません。
※製作技術料金とは別に消費税を請求致します。

○おわりに

健全な歯科技工所運営を行うためには、社会保険歯科診療報酬や消費税などの仕組みについて正しい知識を持ち、適正な製作技術料金(歯科技工料金)の設定と消費税の転嫁が不可欠です。

また、消費税では、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には免税事業者となりますが、免税事業者であっても材料の仕入れや歯科技工所の家賃、光熱費などにおいて消費税を負担していますので、製作技術料金への適正な転嫁が必要です。

なお、ご不明な点などについては、お近くの税務署または公正取引委員会にお問い合わせ下さい。

【参考】

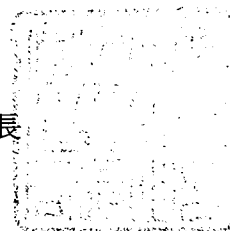
「点数分析表」に関する公正取引委員会への確認
平成18年（2006年）、公正取引委員会へ日技発行の「点数分析表」について独占禁止法に違反していないか改めて照会したところ、「点数分析表は、告示の内容に沿った診療報酬点数の解説書であり、標準価格基準となるものではないため独占禁止法には抵触しない」との回答がありました。

平成26年4月1日実施予定の歯科診療報酬改定を踏まえ、これまで通り、社会保険歯科診療における歯科補てつ物等の製作技術料に70%を乗じた点数を明示した「点数分析表」を作成いたします。

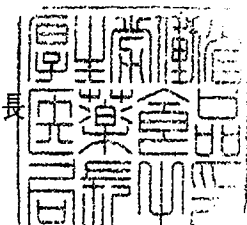
医政発 0226 第 1 号
薬食発 0226 第 1 号
平成 26 年 2 月 26 日

公益社団法人 日本歯科技工士会長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について

御承知のとおり、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率を、平成 26 年 4 月 1 日に 5% から 8% に引き上げることが確認されました。

貴団体におかれましては、下記の点について御理解頂き、合わせて傘下の会員に対し、周知徹底されますようお願いいたします。

記

1. 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応について

- (1) 医療機関等が購入する医薬品、医療機器等（以下「医薬品等」という。）については、消費税が課されているので、医療機関等がこれらを購入するに当たっては、今回の引上げ分も含め、これを負担すべきものであること。